

旭市道路・法定外占用許可基準

旭市

令和8年4月1日制定

令和8年6月1日改定

旭市道路・法定外占用許可基準

旭市道路占用規則(平成17年7月1日規則第113号)に基づき、占用許可の基準を次のとおり定める。

目 次

【一般基準】.....	1
1. 占用申請に関する基準.....	2
2. 占用工事に関する基準.....	2
3. 占用物件の維持管理に関する基準.....	2
4. 占用の場所に関する基準.....	3
5. 占用の期間.....	3
6. 占用料の計算方法等.....	4

7. 占用物件(個別基準)

■ 電柱・電話柱(支線・支柱・支線柱).....	5
■ 街灯.....	7
■ 架空線.....	9
■ 防犯カメラ.....	11
■ ベンチ.....	13
■ 公益事業管(水道管、ガス管、下水道管、石油管、電線管).....	14
■ 専用住宅、店舗等の排水管接続.....	15
■ 橋梁.....	17
■ その他占用物件.....	18

【一般基準】

1 公共性

広く社会一般の利便の向上に資するものであること。
よって、特定人の営利目的のような公共性のないものは原則として認めない。
なお、占用の相互間においては、公共性の高いものが優先させる。

2 計画性

将来の道路計画、都市計画及びその他道路周辺の土地利用計画と調整されたものであること。

3 安全性

道路の構造保全及び安全かつ円滑な交通の確保の妨げにならないこと。

1. 占用申請に関する基準

- ・申請の際は、申請書に必要事項を記入し、占用の場所、占用物件の構造などを示した図面（位置図、平面図、構造図、断面図、現場写真 等）を添えて、申請すること。
※申請から許可までの処理期間は約2週間。
- ・工事完成後は、14日以内に「工事完成届」に必要事項を記載し、工事の経過（着手前、工事中、完成後）を撮影した写真を添えて、建設課へ提出すること。
- ・工事完成届の受領後、掘削復旧箇所は、原則として市管理になるが、**2年以内に破損した場合は**、何らかの施工不良があったものとみなし、申請者にて直ちに補修工事を行うこと。
- ・占用物件の維持管理のため道路上で作業する場合や、占用を前提として試掘をする場合は道路上作業届を提出すること。

2. 占用工事に関する基準

- ・施工管理は、「千葉県土木工事施工管理基準」によるものとする。
- ・道路復旧については、旭市で定めている復旧基準に従うこと。

3. 占用物件の維持管理に関する基準

- ・道路占有者は、占用物件について道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、**適切な維持管理**をしなければならないこと。
- ・道路占有者は、道路管理者が占用物件について、道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な維持管理をしていないと認めるときは、道路管理者からその是正のため損傷箇所の修繕のほか、類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件（占用物件の構造、占用開始後経過年数及び耐用年数、占用場所等）下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命ぜられることがあること。

4. 占用の場所に関する基準

- ・設置箇所については次項に定める区域は原則として認めないものとする。
ただし、やむを得ない場合については、協議すること。

- (1) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分
- (2) 横断歩道の側端から5m以内の部分
- (3) バス停留所から5m以内の部分
- (4) 消火栓又は火災報知器から5m以内の部分
- (5) 道路標識から5m以内の部分
- (6) 橋、トンネル又は踏切の側端から5m以内の部分
- (7) 道路の維持管理に支障となる部分

5. 占用の期間

- ・占用の期間は、施行令第9条の規定によるほか、更新手続きの合理化のため、**5年の期間**とする。また電気、水道、ガス等の公益物件は、最大10年以内とする。
※維持管理が必要と思われる物件については1年更新になる場合もあり。
- ・工事期間については許可書に従うこと。ただし、期間内に完了できない場合は、工事期間の延長申請、工事に入れない場合は工事期間の変更申請をすること。
※変更申請時に占用基準が改定されていた場合は、新基準に従い申請してください。

6. 占用料の計算方法等

- ・ 占用料の額が月額で定められている占用物件の占用料計算方法
 占用数量と占用料単価を乗じた後、端数処理を行い、期間(月数)を乗じる。
 ※ 占用料の額が月額で定められている占用物件については、占用期間が1か月未満
 であっても1か月分を徴収する。

1月(1か月)の考え方

【例】3月9日～7月11日 ⇒ 5か月

1月31日～2月28日 ⇒ 2か月

- ・ 占用料の月割り計算方法
 占用料の額が年額で定められている占用物件について、占用期間が12か月未満の
 場合は、月割りで占用料を算出後、端数処理を行う。
 占用数量 × 占用料単価 × 期間 ÷ 12月

- ・ 占用の期間が翌年度にわたる場合の占用料の考え方
 占用の期間が翌年度以降にわたる場合、翌年度以降の占用料は、当該年度分を毎
 年度の占用料一括徴収の際に徴収する。※9月中旬頃
 【例】足場の設置期間が、令和8年1月18日～令和8年5月10日の場合
 令和7年度分は許可日に徴収 令和8年度分については9月中旬頃

- ・ 占用料が1件につき100円未満の場合の考え方
 占用料の徴収額が1件100円未満の場合は、1件100円とする。
 【例1】1申請に、300円と25円の物件があった場合の占用料は400円となる。
 【例2】1申請に、33円と32円の物件があった場合の占用料は200円となる。

7. 占用物件(個別基準)

■ 電柱・電話柱(支線・支柱・支線柱)

1 基本事項

- ・施行令第11条の規定による。
- ・施行規則第44条の4の規定による。
- ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条の規定により指定された道路、道路法第37条第1項の規定により道路の占用を制限する区域、旭市が**無電柱路線**に指定した道路には設けないこと。

2 構造

- ・施行令第12条の規定による。

3 その他

- (1) 架空線占用者ごとに電柱を設けず、既設電柱等の管理者の許可を得て共架に努めること。
- (2) 有線音楽放送線を架設するための柱は設けないこと。
- (3) 狭小な道路に電柱等を設ける場合は、電柱を民地よりに建て、より多くの有効幅員を確保すること。なお、車道の有効幅員が4.0m未満の道路に建柱する場合には、道路側溝の切り回しが必要となる場合がある。
- (4) 接地極(アース)は、電柱に設置される変圧器と同様に電柱に含むものとする。
- (5) クロージャ―、コンセントレーター(CR)及びデータ回線終端装置(ONU)は、電線及び通信線の付帯設備として取扱うものとする。
- (6) 占用物件に占用者の名称及び緊急連絡先を記載すること。

4 占用数量

- ・本数(新設及び撤去の別に本数を計上する。)

5 占用料

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第2条
道路占用料 道路法 第32条 1 項第 1 号【電柱】

6 占用料の減免

- ・本柱及び支線柱についてのみ占用料を徴収し、補助的な役割を担っている支柱及び支線については徴収しない。
- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第5条

■ 街灯

1 基本事項

- ・道路の照明または防犯のために設けるものであること。

2 占用者

- ・地方公共団体、商店会、町内自治会その他これらに準ずる団体
- ・開発事業者(宅地開発事業に伴い防犯街灯を設置する場合で、町内自治会へ移管予定の場合)

3 場所

- ・歩車道区分のある道路においては歩道の車道寄りに、歩車道区分のない道路においては法敷(法敷のない道路においては、路端より)に設けること。

4 構造

- (1)灯柱の側方に灯具その他の構造物を突き出す場合は、その最下部と路面との距離を4.5m 以上(可能な限り5.0m)とすること。ただし、歩道上にあっては3.5m 以上とすることができる。
- (2)灯柱の側方に灯具その他の構造物を突き出す場合は、その出幅を1.0m以下とすること。ただし、灯具その他の構造物の最下部と路面との距離が5.0m以上である場合は、1.4m以下とすることができる。
- (3)意匠及び色彩は、信号機及び道路標識に類似し、またこれらの効用を妨げる恐れがないこと。

5 その他

- (1)街灯の設置位置については、沿線の出入り等を考慮すること。
- (2)電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条の規定により指定された道路及び旭市が無電柱路線に指定した道路においては、地中化電線により配電すること。(併せて地下電線の占用申請をすること。)
- (3)街灯に公告等を添加する場合は、別の個別基準によるものとし、別途占用申請をすること。
- (4)灯柱の側方に突出す構造物と車道路面との距離を、可能な限り5.0m 以上で確保することとしているのは、道路工事等による路面上昇による建替えを防止するためである。
- (5)占用物件に占用者の名称及び緊急連絡先を記載すること。

6 占用数量

- ・本数(新設及び撤去の別に本数を計上する。)

7 占用料

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第2条
道路占用料 道路法第32条1項第1号【街灯】

8 占用料の減免

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第5条

■ 架空線

1 基本事項

- (1)道路法施行令第11条の2の規定による。
- (2)電線共同溝の整備等に関する特別措置法第3条の規定により指定された道路及び旭市が**無電柱路線**に指定した道路には設けないこと。

2 構造

- ・施行令第12条の規定による。

3 その他

- (1)道路を横断する架空線について、電気事業者、認定電気通信事業者、国、地方公共団体以外の道路の占用は、原則認めない。
- (2)道路上の街路樹、街灯、標識その他これらに関する施設に架設しないこと。ただし、街灯のための電力線を街灯に架空する場合はこの限りではない。
- (3)架空線占用者ごとに電柱を設けず、既設電柱等の管理者の許可を得て共架に努めること。
- (4)有線音楽放送線を架設するための柱は設けないこと。
- (5)他の占用者の電柱に共架する場合、その管理者が共架することに同意していること。

4 占用数量

- ・電線の延長

5 占用料

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第2条
道路占用料 道路法第32条1項第1号【その他のもの】

6 占用料の減免

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第5条

7 架空の各戸引込電線の道路占用許可の取扱いについて

(1) 架空の各戸引込電線については、本線に附属するものとして、本線の占用許可に含めて取り扱うこととし、架空の各戸引込電線としての占用許可申請を別途要しないこととする。

(2) 運用上の留意点

- ・地下に埋設される引込電線については、本取扱いの対象としない。
- ・高圧電線、重量が著しく大きい電線などの道路の構造や交通に支障を及ぼす恐れがある電線については、輕易なものと認められず、本取扱いにおける架空の各戸引込電線に当たらない。

■ 防犯カメラ

1 基本事項

- ・地方公共団体、商店会又は町内自治会が、**安全・安心なまちづくり**を推進する為に設置・管理するものであり、道路以外(民地等)に設置場所がない為、やむを得ず道路上に設置するものであること。

2 占有者

- ・地方公共団体、商店会、町内自治会その他これらに準ずる団体

3 場所

- (1)設置場所は、自治会内の生活道路や商店会内の道路等で占有者と合理的な関係がある設置場所であること。
- (2)既設占有物件(電柱、商店街灯等)への添架とし、独立柱は認めない。また、道路施設への添架も認めない。
- (3)原則として、道路の交差・接続・屈曲部以外の箇所に設置し、信号機、道路標識等の見通しを妨げ、消防活動の支障とならないこと。また、電線類が地中化されている道路においては、架空線を伴う設置は不可とする。
- (4)既設占有物件への添架においては、既設占有物件の構造・強度に支障にならないようにするとともに、あらかじめ管理者に添架の承諾を得ること。また、承諾書の写しを道路占有許可申請書に添付すること。
- (5)歩車道区分のある道路においては歩道の車道寄りに、歩車道区分のない道路においては法敷(法敷のない道路においては、路端より)に設けること。

4 構造

- ・車道にあつては、路面からの高さを4.5m以上、歩道にあつては2.5m以上とする。なお、設置にあつては、「占有者名と防犯カメラを設置している旨」の表示を、カメラの設置区域内又は設置区域の出入口付近の既設占有物件又は設置箇所に近接する民地に、それぞれの所有者の同意を得て設置しなければならない。

5 その他

(1)道路占用許可申請書に下記の書類を添付すること。

- ・設置個所図
- ・防犯カメラの設置及び運用に関する管理がわかるもの
- ・商店会や町内自治会等の区域図(住宅地図等に区域の線を引いたもの)
- ・防犯カメラの設置に関して商店会会員又は住民等の合意を示す書面
- ・民地等の所有者との交渉記録など、道路以外(民地等)に設置場所がないことを示す書類
- ・防犯カメラの仕様書
- ・設置方法がわかるもの
- ・防犯カメラを添架する既設占用物件(電柱、商店街灯等)の管理者の同意書

(2)申請者は、管轄の警察署とも事前に協議を行うこと。(本市への議事録等の提出は不要。)

(3)占用物件に占用者の名称及び緊急連絡先を記載すること。

6 占用数量

- ・面積(防犯カメラ本体及びこれに付随する設備の合計)

7 占用料

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第2条
道路占用料 道路法第32条1項第1号【その他のもの】

8 占用料の減免

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第5条

■ ベンチ

1 基本事項

- ・バス停留所、タクシー乗り場その他の公共機関の待合施設、不特定多数が利用する施設周辺(ショッピングモール、道の駅、コミュニティー道路等)の**公益上設置することが妥当な箇所**であること。

2 占有者

- ・地方公共団体、商店会、町内自治会その他これらに準ずる団体

3 場所

- ・歩道幅員から占有物件の幅員を減じた幅員が2m以上確保すること。
- ・道路の利用状況から道路管理上支障のない場所であること。

4 構造

- ・固定式として安易に移動することができないものとし、十分な安全性及び耐久性を具備したものであること。
- ・占有物件に占有者の名称及び緊急連絡先を記載すること。

5 占有数量

- ・垂直投影面積

6 占有料

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第2条
道路占有料 道路法第32条1項第1号【その他のもの】

7 占有料の減免

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第5条

■ 公益事業管(水道管、ガス管、下水道管、石油管、電線管)

1 基本事項

- ・他の埋設管及び構造物等との離隔は、**水平離隔0.3m以上確保**すること。
ただし、管路等が輻輳する場合で、0.3m以上の確保が困難な場合は、各管路等管理者との協議により、互いの管理法令・基準に抵触しない範囲で離隔を縮小できることとする。

2 構造

- ・マンホール、洞道等の占用物件管理に必要な付帯施設も合わせて申請する。

3 埋設深について

- ・占用物件上部より、規定の土被り(600mm以上且つ舗装厚+300mm以上)を確保をすること。確保出来ない場合は建設課と協議すること。

4 占用数量

- ・管路延長 ※付帯施設については管路の延長に換算する。

5 占用料

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第2条
道路占用料 道路法第32条1項第2号【外形による】

6 占用料の減免

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第5条

■ 専用住宅、店舗等の排水管接続

1 基本事項

- ・側溝は道路排水のための施設であることから、民地内の雨水排水を見込んでいない。そのため、宅内で雨水を**流出抑制**(貯留槽などの雨水浸透施設や浸透枳等)を設置した上で、やむを得ずオーバーフローする雨水等を排水する場合に限る。
- ・原則として**硬質塩化ビニル管(VPφ100)**、**勾配2%以下**とする。ただし、φ100の管を用いて雨水排水を処理できないと見込まれる時は、根拠となる計算書を添付し建設課と別途協議をすること。(放流量は接続先の流下能力の5割までとする)
雨水量の算定式は、 $Q=1/360 \times C \times I \times A$ を標準として算出する。
この際、 $I=5270/(t+36)$ 、 $t=7+L/60$ とする。
(旭市下水道計画の降雨強度(7年確率))

$$\left(\begin{array}{lll} \cdot Q: \text{雨水流出量 (m}^3/\text{s)} & \cdot C: \text{流出係数} & \cdot I: \text{降雨強度 (mm/h)} \\ \cdot A: \text{流域面積 (ha)} & \cdot t: \text{降雨継続時間 (min)} & \cdot L: \text{流下経路の長さ (m)} \end{array} \right)$$

※敷地側に側溝があり、道路横断をしない場合の専用住宅排水管接続については、施工承認申請とする。

2 占有者

- ・土地所有者、建物所有者

3 構造

- ・接続部にはコンクリート巻き防護措置(厚さ10cm程度)をすること。接続先の構造物内側については、モルタル等にて防護措置をすること。
- ・水路へ接続する際に、暗渠化が難しい場合は建設課と協議の上、出口にエルボを取り付け、水路底に敷き打ちすること。

4 埋設深について

- ・道路を横断する場合で、規定の土被り(600mm以上且つ舗装厚+300mm以上)を確保出来ない場合は、原則として内外面塩ビライニング鋼管(VDφ100)とする。ただし、建設課と協議の上であれば、コンクリート巻きVP管(厚さ10cm程度)も可能とする。

5 その他

- (1)側溝に接続する場合は流末が確保されているかの確認、水路の場合については、土地改良区に確認すること。また、原則として合併浄化槽処理水と宅内で合流させ、**1宅地1箇所**の接続に限り認めるものとする。
- (2)接続管が自己敷地以外の民地を経由する場合、必ず当該地先の地権者の同意を得た上で、同意書を添付すること。
- (3)占用延長は最短にし、道路に対して縦断的に管を埋設しないこと。
- (4)下水道の整備されていない地区で合併浄化槽を用いる場合、浄化槽の認定シートを添付すること。
- (5)接続先の清掃や管理については申請者で行うこと。
- (6)管種については、同等の強度が確認できた場合は他種も可能とする。
ただし、これらが困難な場合は建設課と協議すること。

6 占用数量

- ・管路延長

7 占用料

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第2条
道路占用料 道路法第32条1項第2号【外径による】

8 占用料の減免

- ・専用住宅の排水管接続については免除
- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第5条

■ 橋梁

1 基本事項

- ・敷地等に進入するために設けるものであること。
- ・自動車の出入状況に応じ最小限とすること。

2 占用者

- ・土地所有者、建物所有者

3 場所

- ・水路、河川及び接道している道路の利用上支障のない場所であること。

4 構造

- ・水路、河川等の維持管理を阻害しないこと。
- ・接道している道路に滞水しないこと。
- ・十分な強度を有していること。

5 その他

- ・申請時には建設課と事前相談が必要となります。
- ・水路管理について土地改良区に事前に確認すること。
- ・占用物件に占用者の名称及び緊急連絡先を記載すること。

6 占用数量

- ・垂直投影面積

7 占用料

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第2条
水路占用料【通路(橋)】

8 占用料の減免

- ・旭市使用料及び手数料に関する条例 第5条

■ その他占用物件

その他占用物件については、建設課と事前に協議し、指示に従って申請すること。

附則

(施行期日)

この基準は、令和8年4月1日から施行する。